

近江米

安全・安心、
美味しいお米は
近江米。

第56巻
第3号
(通巻275号)

令和7年

09

(2025年)

大津市松本一丁目2-20 滋賀県農業教育情報センター内
TEL(077)523-3920 FAX(077)523-5611
ホームページ <https://www.ohmimai.jp/>
E-mail : shiga@ohmimai.jp

発行 / 近江米振興協会

編集責任者 / 小久保 泰



鶏鳴の滝 (甲賀市)

県内のオーガニックビレッジ取組事例

みどりの食料戦略室

●オーガニックビレッジとは？

オーガニックビレッジとは、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村（先進的なモデル地区）のことです（図1）。

令和6年12月27日時点で、全国の131市町村がオーガニックビレッジに取り組んでいます。

滋賀県内では令和4年度に甲賀市が、令和7年度に近江八幡市がオーガニックビレッジ宣言を行いました。



図1 オーガニックビレッジの取組イメージ（農林水産省 HP より）

●県内の取組事例①（甲賀市）

- ・主な対象品目：茶等（図2）
- ・目標：オーガニック茶の栽培面積と生産者数の増加
- ・取組内容

① 有機農業の生産段階の取組：

実証ほ場の確保や茶業指導所と連携しオーガニック茶に適した品種の検証を行っています。

② 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組：

甲賀市産のオーガニック茶の品質・成分分析、オーガニック茶需要等の市場調査・結果分析、オーガニック茶の消費拡大を目指した消費者ニーズの解明、市内小学校への甲賀市産オーガニック茶の提供（リーフ茶）等に取り組んでいます。



図2 甲賀市の茶産地

●県内の取組事例②（近江八幡市）

- ・主な対象品目：水稻や野菜等（図3）
- ・目標：有機農業実施面積と有機農業に取り組む生産者数の増加
- ・取組内容

① 有機農業の生産段階の取組：

有機農業に取り組む生産者が安心して生産に取り組める土台作りや、担い手の育成等を行っています。

② 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組：

生産物の出口戦略の確立・有機農産物が身近となるための取組、有機農産物のブランドや PR、そして、消費者意識の醸成等に取り組んでいます。



図3 近江八幡市の有機水稻ほ場

みどり認定を受けませんか

みどりの食料戦略室

●グリーンファーマー（みどり認定者）とは？

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下「みどりの食料システム法」という。）に基づき、化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度が令和4年度から開始されました。この認定制度というのが「みどり認定」であり、みどり認定を取得した方を滋賀県ではグリーンファーマーと呼んでいます。

令和7（2025）年の6月末時点で県内では47名（うち、グループでの認定は1団体、同団体の構成人数は19名）が認定されています。

●みどり認定の主な支援内容①

みどり投資促進税制（特別償却）※1

みどり認定を受けた計画に従い、化学肥料・化学農薬の使用低減に必要な設備を導入した場合、通常の減価償却額に機械等では取得価額の32%を、建物等では同価額の16%を初年度の減価償却に上乗せ（損金計上）して償却（特別償却）※2することで、導入当初の法人税・所得税が軽減されます（図1）。詳細は二次元コードを参照ください（図2）。

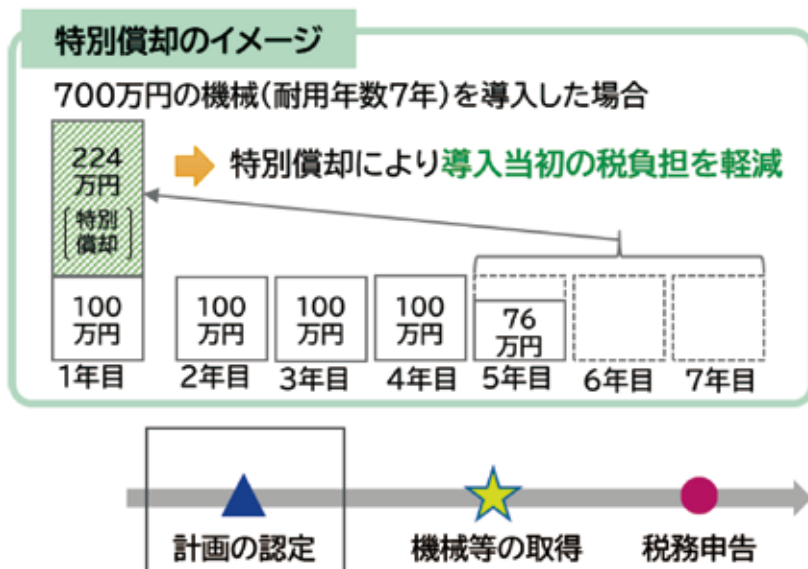


図1 特別償却の例

※1 化学農薬・化学肥料の使用低減に取り組む場合に限る。

※2 定額法の場合。



水田用除草機



堆肥散布機



税制対象一覧はこちら

図2 みどり投資促進税制の対象機械

●みどり認定の主な支援内容②

様々な国庫補助金の採択で優遇

計画認定を受けると、国庫補助金等の採択審査のポイントが加算されます。各メニューの詳細は、二次元コードを参照ください。



対象事業はこちら

●みどり認定の主な支援内容③

日本政策金融公庫等による無利子・低利融資※3

農業改良資金や林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金については無利子・償還期間の延長の支援があります。

※3 別途、日本公庫等による審査が必要。

●みどり認定に係る今後の大きな変更点！

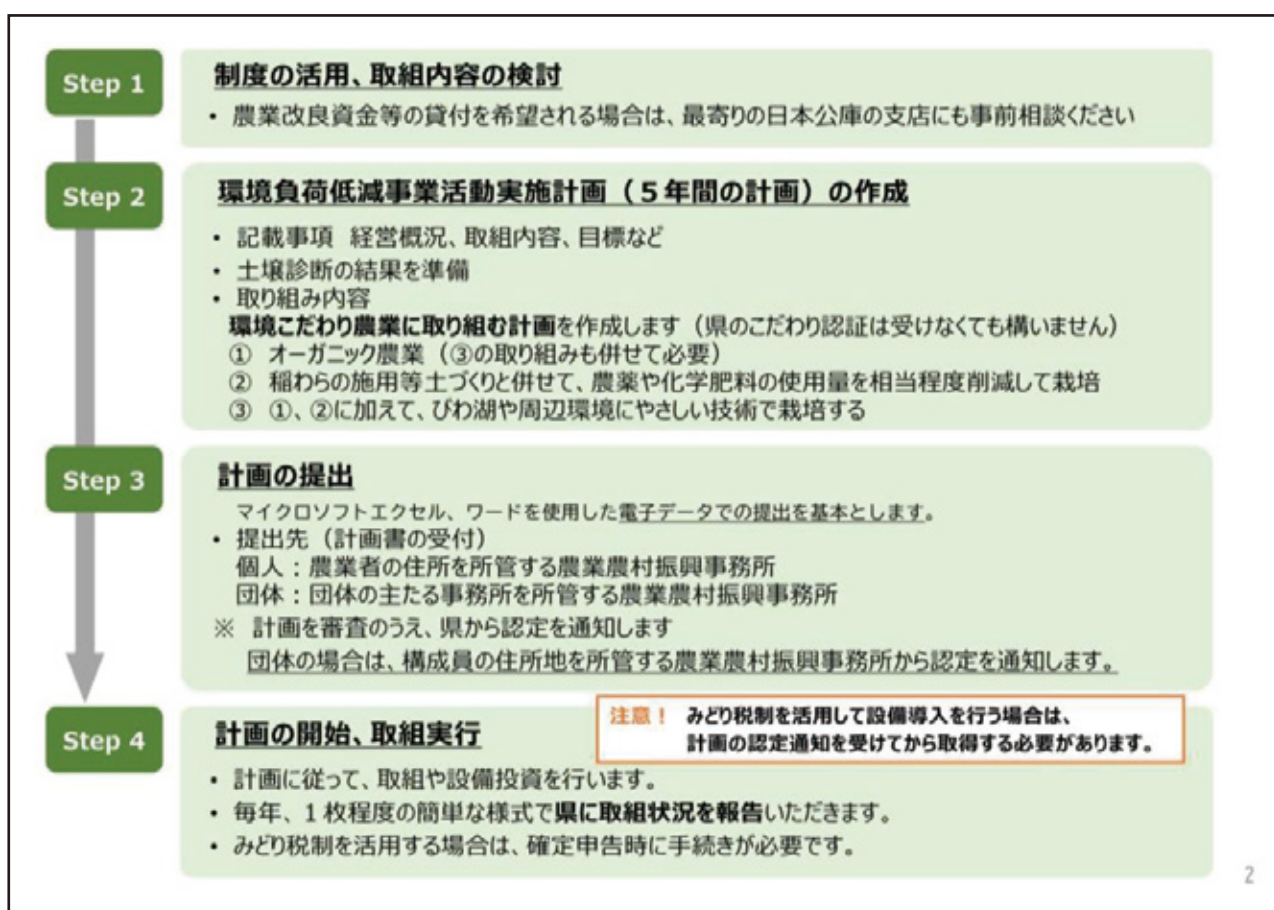
環境保全型農業直接支払交付金等は、令和7年度に見直しを行ったうえで、令和9年度を目標に、みどり認定を受けた農業者により、先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することが検討されています。同交付金等を受給されておられる方は、みどり認定の取得を検討願います。

●みどり認定を受けるには？

以下の手順を踏む必要があります（図3）。詳細は二次元コードを参照ください。認定の取得は困難なものではありません。不明点等あれば、各地域の農業農村振興事務所の農産普及課、または滋賀県庁みらいの農業振興課環境こだわり農業係までお問い合わせ願います。



申請方法HP



2

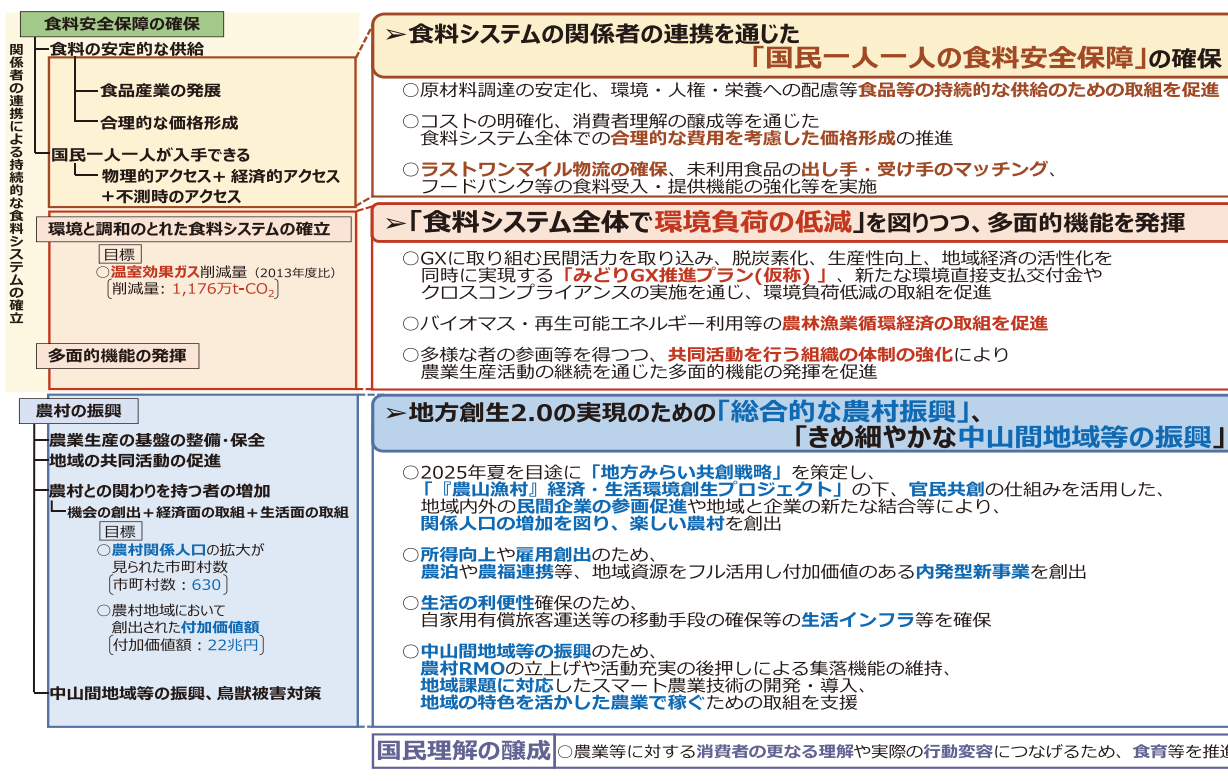
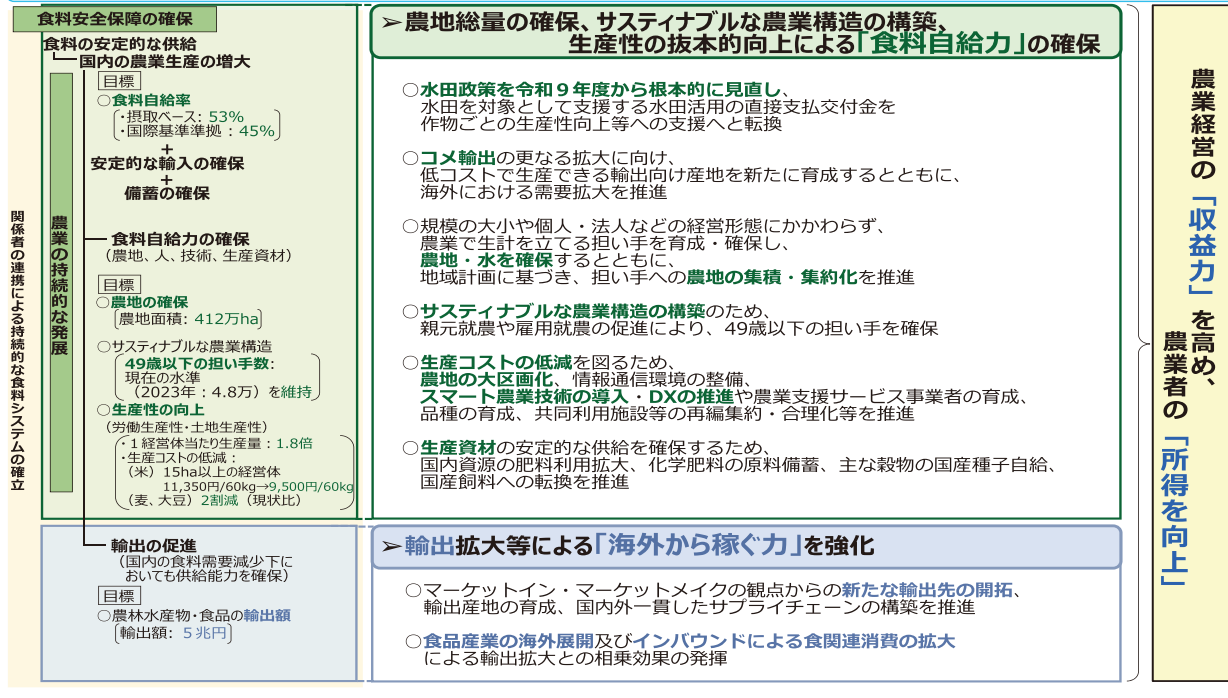
図3 みどり認定取得のための主な手順

新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

近畿農政局滋賀県拠点

新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
○改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、**初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める**。



地域計画の作成を契機とした地域農業の持続・発展に向けた推進について

地域農業戦略室

1 はじめに

令和5年度に改正農業経営基盤強化促進法が施行されたことに伴い、令和7年3月末までに、地域での話し合いに基づき、地域農業の将来を明らかにする「地域計画」を市町が策定することが必要となりました。

県では、集落を単位とした話し合いを基にした地域計画が策定されるよう、市町への助言、地域計画策定マニュアルの作成・配布などの支援を行い、策定予定集落数の96%となる1,320集落で地域計画が策定されました。

表 地域計画策定状況（令和7年3月末時点）

策定予定集落数(A)	策定済集落数(B)	B/A
1,377	1,320	96%

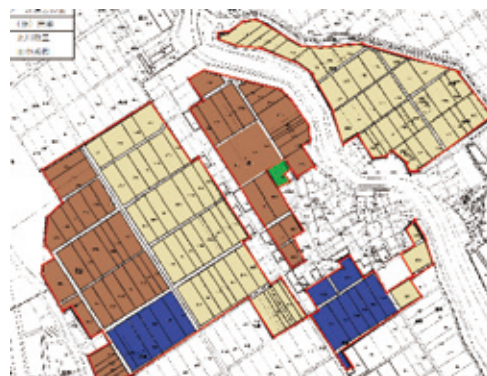


図1 担い手への集約を目指す地域計画

2 今後について

(1) 策定を通じて明らかになった課題および取組の方向性

2年間という限られた策定期間であったため、各集落内では地域の課題に対して将来の方向性を十分に話し合えず、以下のような解決できない課題が残されています。

- ①担い手の農地が分散し、効率的な耕作の支障となり、規模拡大ができない
- ②集落営農組織では役員やオペレーターの高齢化や人材不足により継続が困難
- ③中山間地域等、将来、担い手が不在となる可能性のある地域がある
- ④大規模な農業者の集落を超えた農地の利用調整に関する意向や、現在耕作していない集落への規模拡大の意向が十分に反映できていない

これらを踏まえ、県では、地域計画の作成を契機として市町・JA等の関係機関と連携し、集落を超えた担い手間の話し合いや集落と調整の場を設けることで、地域の合意形成を進め、農地の集約化、集落営農組織の継続、担い手不在地域の解消といった地域農業の持続・発展に向けた推進を図ります。

(2) 令和7年度の取組について

各市町における担い手への農地の集積状況や、地域農業の実情は大きく異なることから、県では各市町・JA等の関係機関と意見交換を行いながら、地域での波及効果が期待できるモデルとなる取組の支援を進めていきます。



市町・JA等の関係機関との意見交換

滋賀県麦フェスタ2025の開催について

JA全農しが



JA全農しがは7月12日、13日の2日間、大型商業施設のビバシティ彦根で「滋賀県麦フェスタ2025」を開催し、2日間で延べ約1,030名に来場いただきました。

滋賀県産小麦に関するクイズやトークショーをおこない、来場者からは「滋賀県が小麦をたくさん生産していると初めて知った。滋賀県産麦を使った商品があったら買ってみたい。」や「小麦の製粉過程や商品になるまでの流れを知ることができてよかった。」といった感想が寄せられました。

滋賀県的小麦作付面積のうち約7割を占める「びわほなみ」を中心に、近年では滋賀県産小麦を使用した商品が多数展開されています。当イベントでは「びわほなみ」とパン用小麦「ミナミノカオリ」を100%使用した小麦粉の提供や、滋賀県産小麦を使用したフィナンシェや食パンの試食もおこない、多くの来場者に好評いただきました。

JA全農しがは今後も滋賀県麦の生産振興に向けて取り組みます。

令和 8 年産 麦の品質向上に向けて

近江米振興協会

1. 令和 7 年産麦の概況

令和 7 年産麦について、収量は良好となりましたが、特に、穂発芽しやすい「びわほなみ」と「ミナミノカオリ」では、**6 月中旬の断続的な降雨の後に収穫された子実で穂発芽粒が多く確認されました**。穂発芽の発生要因をしっかりと理解し、実需者に求められる良質な麦生産に一体となって取り組みましょう。

2. 穂発芽粒の発生要因について

- 穂発芽は、**収穫直前の降雨や多湿条件、収穫後に雨に濡れるなど水分が多い状態が数日続くと発生しやすく、刈り遅れや倒伏によっても発生が助長**されます。



健全粒

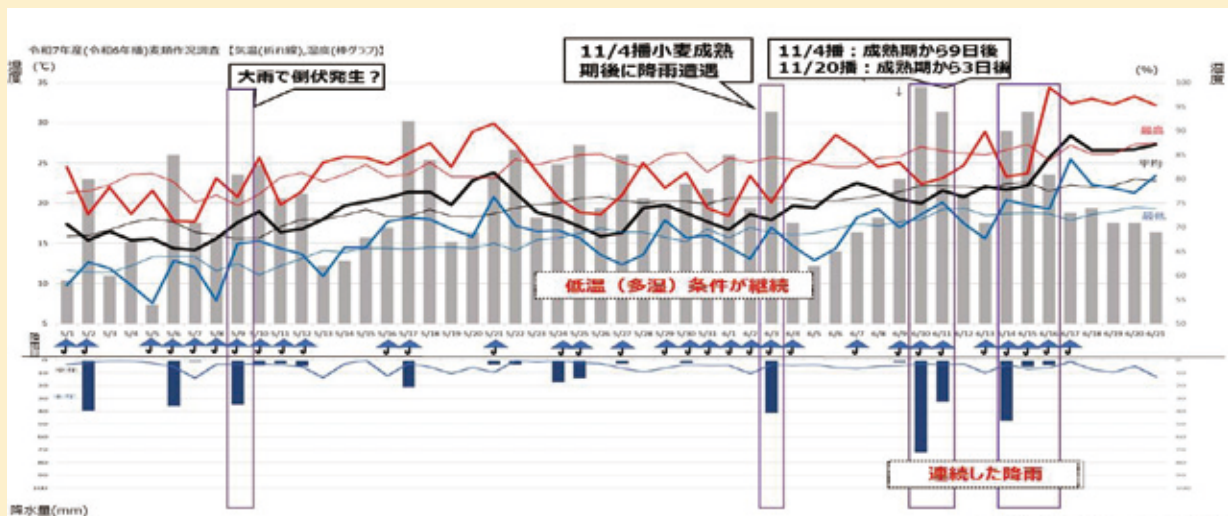


発芽粒



穂発芽

- 令和 7 年産麦は、以下の理由で穂発芽の発生が助長されました。
 - ①穂長が長く強雨により**倒伏**しやすかったこと
 - ②成熟期以前の低温・多湿条件により**子実水分が低下しにくかったこと**
 - ③**成熟期後の連続した降雨**



- 穂発芽は**外観ではわかりにくく、穂発芽すると加工適性が著しく低下し、めんやパン等に使えなくなります**。裏面を参考に、穂発芽の対策を確実に実践しましょう！

3. 穂発芽の対策について

(1) 品種特性の把握

- 「びわほなみ」と「ミナミノカオリ」は気象条件により穂発芽することもあるため、注意が必要です。

(2) 刈り取り準備を早めに行い、必ず適期に収穫！

- 登熟期の気温によって登熟の進み方は変わるため、子実水分に注意し**収穫作業が遅れないよう準備を整えておきましょう。**
- 小麦の収穫は**成熟期から2～4日後の穀粒水分が30%以下となる頃**に行います。収穫適期の見分け方は以下の表を参考にしましょう。

水分 (%)	20		30	40	
色 (背側)			褐色	黄白色	緑がかる
(腹側)	褐色			黄白色	緑がかる
硬さ (指の腹で)	つぶせない		押しつぶせる	ひねりつぶせる (糊状)	ひねりつぶせる (乳液状)
硬さ (爪の先で)	割りにくい	なんとか割れる	少し硬い	容易に割れる	つぶれる
断面形状	固形状		硬い糊状	柔らかい糊状	乳液状

コンバイン収穫適期

- 大麦は降雨による品質低下の危険が高く、成熟期の1～3日後に収穫しましょう。また、ビール麦や種子用として出荷する場合、発芽勢を確保するため穀粒水分25%以下で収穫しましょう。

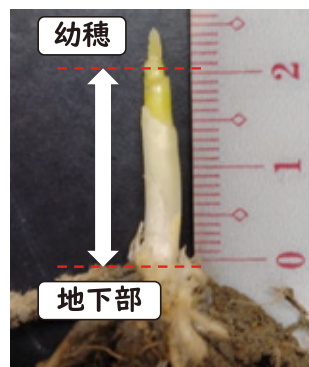
(3) 施設等での対策について

- 施設での**荷受け開始時期については、生育状況をしっかりと確認**の上、ご対応願います。
- 刈り遅れや倒伏したほ場からの荷受けについては、**健全な子実と混ざらないよう、仕分け処理を徹底しましょう。**
- 仕分けした**ロットごとにフォーリングナンバーを分析し、必要に応じてフレコン出荷での対応を検討しましょう。**

「びわほなみ」の後期重点施肥栽培に取り組んでみませんか？

農業技術振興センター
栽培研究部

日本めん用小麦「びわほなみ」は平成 31 年に奨励品種に指定され、令和 7 年産において「農林 61 号」からの品種転換が完了しました。「びわほなみ」は、栽培特性としてこれまでの「農林 61 号」と比較し、早熟で耐倒伏性に優れ、収量が多い特徴があります。近年、基肥を減量し茎立期の穂肥を増量する後期重点施肥技術により様々な小麦品種で増収が図れることが明らかとなっており、耐倒伏性および収量性に優れる「びわほなみ」においても、更なる収量向上が期待できます。今号では、「びわほなみ」の栽培特性を活かした後期重点施肥技術を紹介します。



地際から幼穂までの長さが2cmに達した時期

図1 茎立期

【本技術のポイント】

- ・後期重点施肥とは、基肥や分けつ期追肥を減らすことで初期生育を抑制し、
- ・茎立期（図1）の穂肥施

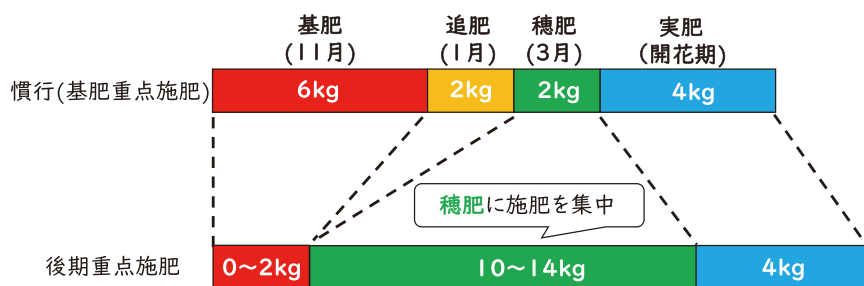


図2 慣行(基肥重点施肥)と後期重点施肥の施肥時期と量の比較
※四角内の数字は10aあたりの窒素量

- ・用量を大幅に増量する施肥技術（図2）です。
- ・茎立期の穂肥を増量することにより、慣行の基肥重点施肥と比べて収量は11～19%増加します（表1）。
- ・穂肥を増量することにより、タンパク質含有率は高まります（表1）。
- ・窒素成分で2kg/10aの基肥を施用すると、無施用の場合と比較して子実重は約10%増加します（図3）。

表1 「びわほなみ」の各施肥体系における生育・収量・品質（播種年：2020年）

施肥体系		出穂期	成熟期	倒伏 程度	収量	同左比	穂数	一穂粒数	千粒重	タンパク質 含有率	外観 品質
		(月日)	(月日)	(0-5)	(kg/10a)	(%)	(本/㎡)	(粒/穂)	(g)	(%)	(1-6)
後期重点 施肥	16(2-0-10-4)	4/5	6/2	0.0	747	111	632	26.7	44.2	10.7	4.7
	20(2-0-14-4)	4/5	6/2	0.3	802	119	654	28.0	43.8	10.6	4.8
基肥重点 施肥	14(6-2-2-4)	4/2	5/31	0.2	673	100	642	24.7	42.5	8.8	4.2

※ 播種日：11月12日、施肥体系：括弧内の数値は、基肥（11月12日）～追肥（1月15日）～茎立期穂肥（2月25日）～実肥（4月19日）の窒素量。
倒伏程度：0（無）～5（甚）、子実重・千粒重：粒厚2.0mm以上・水分12.5%換算値、タンパク質含有率：水分13.5%換算値。
外観品質：1.0～4.5（1等）、5.5（2等）、6.0（規格外）を目安に達観で評価。

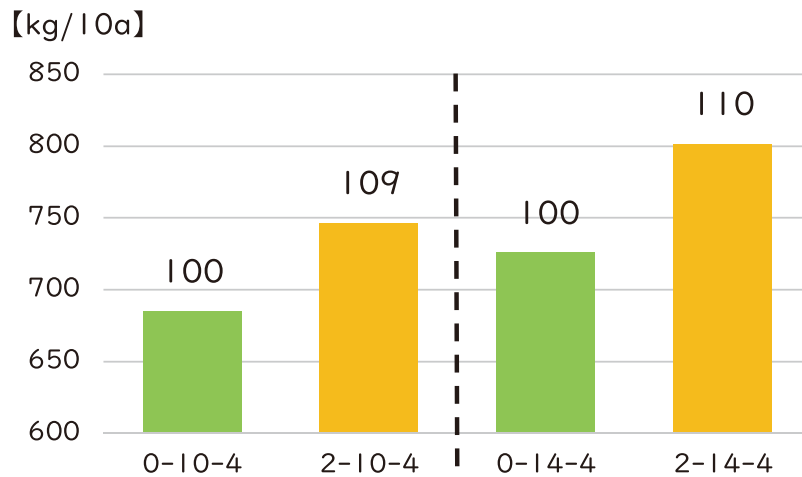


図3 後期重点施肥での基肥の有無による収量への影響
 ※施肥体系の数値は、基肥－穂肥－実肥
 棒グラフ上の数値は基肥無を100とした収量比

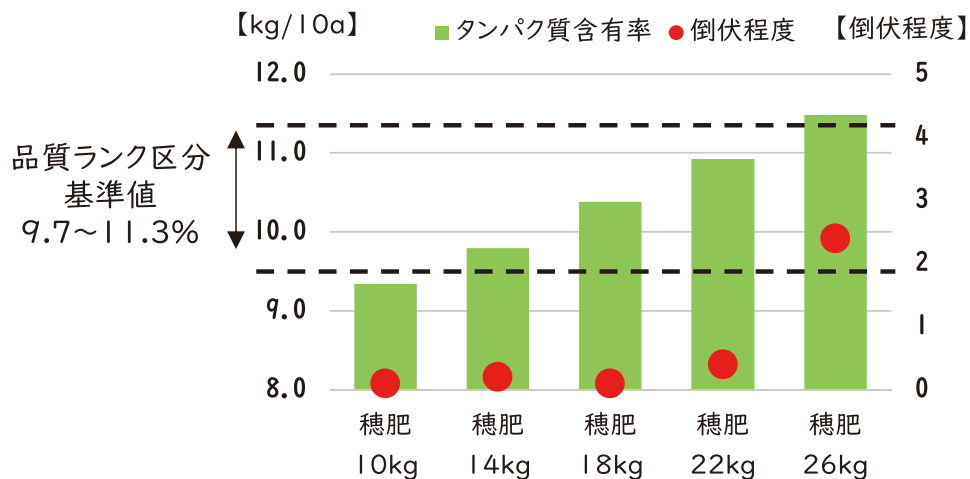


図4 穂肥量の違いによるタンパク質含有率・倒伏程度への影響
 ※1) 播種日は2020年11月15日、表1とは異なるほ場で実施
 ※2) 各試験区とも10aあたり窒素量で基肥は2kg、実肥は4kgで固定

【本技術の注意点】

- ・排水対策の徹底、適期播種、赤かび病防除、適期収穫等の基本技術を確実に実施した上での技術です。
- ・穂肥の窒素成分が 18kg/10a より多くなると、倒伏の発生や、タンパク質含有率が品質ランク基準値を超過することがあります (図 4)。
- ・穂肥施用が茎立期を超過すると、穂肥の施肥効率が低下し減収することがあるため、茎立期までに施用してください。
- ・外観品質の低下や出穂期や成熟期が数日遅れる場合があります。
- ・基肥施用の有無は、経営規模や効率性、経費を考慮して判断してください。

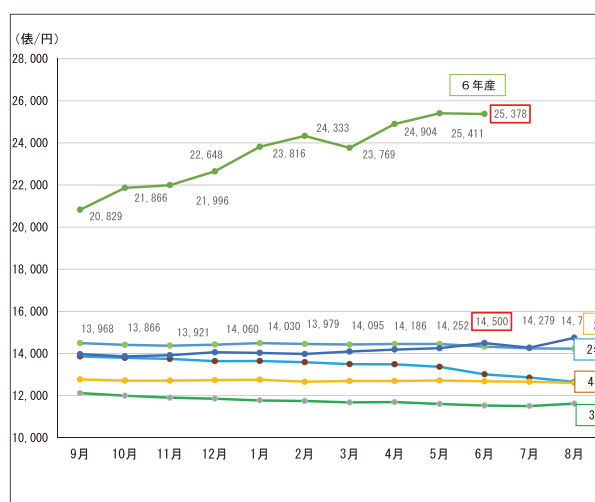
後期重点施肥技術は、栽培期間中に大量の窒素を投下することになるため、散布方法に課題があるものの、収益増加による経営メリットが大きい技術と考えています。「びわほなみ」の高位安定生産に向けて本技術を活用いただければ幸いです。

1. 価格・販売状況

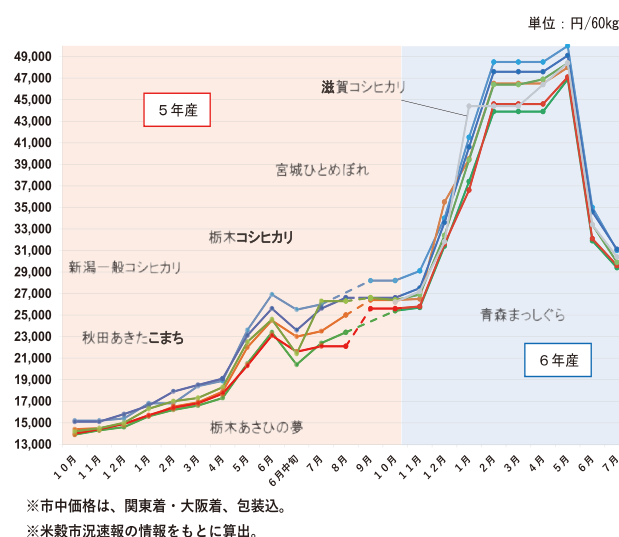
(1) 価格動向

ア.農水省公表の令和7年6月の令和6年産米相対取引価格(出荷業者と卸売業との間の玄米の相対取引契約価格)は、60kgあたり25,378円(前年同月差+10,878円)となっており、需給逼迫を受けて高騰した価格が依然高止まりしています。(図表1)

イ. 主要銘柄の令和6年産市中価格（業者間のスポット取引価格）は、令和7年1月から5月にかけて60kgあたり40,000円台で推移しましたが、6月に入ってから大きく下落しており、直近では30,000円前後となっています。なお、市中価格は民間業者間のスポット的取引価格であり、流通量は限定的です。（図表2）



図表 1. 相対取引価格の推移



図表 2. 令和 6 年産市中価格の推移

(2) 全農の販売状況

ア、全国

令和6年産主食うるち米の販売数量は、1月までは前年を上回る進捗でしたが、2月以降は前年を下回り、令和7年7月末現在で119万トン（前年比82%）となっています。

米の需給逼迫により、出来秋当初は販売進度が早まりましたが、政府備蓄米や輸入米等の市場への流入を背景に、直近では販売進度は低調に推移しています。

イ. 滋賀県

令和6年産の滋賀県産主食うるち米の令和7年7月末現在の販売数量は、30,675トン（前年比86%）となっています。全国同様、政府備蓄米の放出等の影響により販売進度が低下しています。

2. 令和7年産の作付動向

農水省が公表した令和7年6月末時点の作付意向によると、全国の主食用米の作付面積は、都道府県ごとの増減はあるものの、136.3万ha(前年と比べ+10.4万ha)となりました。一方で、戦略作物等では飼料用米を中心に全ての品目で作付面積が減少しています。(図表3)

	主食用米	備蓄米	戦略作物						
			加工用米	新規需要米				麦	大豆
				新市場 開拓用米 (輸出用米等)	米粉用米	飼料用米	WCS用稲 種免稲 (種飼料用稲)		
R3年産	130.3	3.6	4.8	0.7	0.8	11.6	4.4	10.2	8.5
R4年産	125.1	3.6	5.0	0.7	0.8	14.2	4.8	10.6	8.9
R5年産	124.2	3.5	4.9	0.9	0.8	13.4	5.3	10.5	8.8
R6年産	125.9	3.0	5.0	1.1	0.6	9.9	5.6	10.3	8.4
R7年産 (6月末時点)	136.3	-	4.4	0.9	0.4	4.9	5.0	9.6	7.6
対前年差	10.4	▲ 3.0	▲ 0.6	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 4.9	▲ 0.7	▲ 0.7	▲ 0.9

注1：主食用米及び戦略作物の7年度意向は、地方農政局等が6月末時点で都道府県農業再生協議会等に関与した面積(麦・大豆は基幹作の面積)。
注2：主食用米の6年度以前の実績は、統計部公表の主食用米作付面積。
注3：加工用米及び新規需要米(新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米及びWCS用稲)の6年度以前の実績は、取組計画認定面積。
注4：麦・大豆の6年度以前の実績は、地方農政局等が都道府県農業再生協議会等に関与した面積(基幹作)。
注5：備蓄米は、7年度米の入れを当面中止。6年度以前の実績は、地域農業再生協議会が把握した面積。
注6：単位未満で四捨五入しているため、対前年差について、表記上の数値による計算結果と一致しない場合がある。

図表3. 令和7年産米等の作付意向(令和7年6月末現在)

3. 今後の需給動向

農水省は、令和7年7月30日開催の食糧部会で、令和7年6月末民間在庫は157万トン(令和6年6月末民間在庫+4万トン)と報告しました。なお、この在庫数量には6月末までに放出された政府備蓄米(入札備蓄米31万トン、随意契約備蓄米5万トン)を含んでいます。

また、令和8年6月末民間在庫量見通しは、令和7/8年主食用米需要量を踏まえて今後検証することとされていますが、今後、随意契約の政府備蓄米25万トンが放出された場合、需給は緩和に向かう可能性があります。(図表4)

		農林水産省		備考
		令和7年3月26日 食糧部会	令和7年7月30日 食糧部会	
令和6年6月末民間在庫量	A	153	153	
令和6年産主食用米等生産量	B	679	679	
令和6/7年主食用米等供給量計	C=A+B	832	832	
政府備蓄米(売渡し)			36	①入札による政府備蓄米31万トン(6月末) ②随意契約による政府備蓄米5万トン(6月末)
令和6/7年主食用米需要量	D	674	711	
令和7年6月末民間在庫量	E=C-D	158	157	
令和7年産主食用米等生産量	F	683	735	
政府備蓄米(売渡し)			25	③随意契約による政府備蓄米25万トン(6月末) ※最大
令和7/8年主食用米等供給量計	G=E+F	841	917	
令和7/8年主食用米需要量	H	663	(今後検証)	前年実績に対して需要減少トレンド▲10万トン、 外国産米供給拡大の影響▲10万トンと仮定
令和8年6月末民間在庫量	I=G-H	178	(今後検証)	

注)ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある

図表4. 需給見通し

令和 7 年産 米の事前検査指導事項

近畿農政局生産部生産振興課

登録検査機関は、本年の生育状況及び病害虫の発生予察等の情報を収集し、検査前までに検査程度の統一を図るとともに、農産物検査員（以下「検査員」という。）に対して以下の事項に留意しながら的確な品位格付け等を行うよう指導をお願いします。

なお、『飼料用米』と『米粉用米』の助成は、収量に応じて交付金の変動する「数量払い」となっています。助成対象となる数量は、農産物検査又は農産物検査によらない品位等区分の確認による数量となりますのでご注意ください。

1 受検者への周知に関する事項

(1) 銘柄鑑定に係る資料の提出

水稻うるち玄米の銘柄の検査について、令和 4 年産米から目視鑑定を必須とする方法を改め、農業者から提出される書類による審査となりました（目視その他の方法を組み合わせることは可）。

また、都道府県別に設定されている「産地品種銘柄」と、全国一律に設定される「品種銘柄」が追加（150 品種銘柄：令和 7 年 3 月末現在され、様々な品種の証明が受けられるようになりました）。

登録検査機関は、農業者に対し、以下の書類を提出するよう周知してください。

- ① どのような種苗を用いて生産されたかがわかる資料
（種苗の購入記録等）
- ② 全体の作付け状況及び品種ごとの作付け状況がわかる資料
（水稻生産実施計画書兼営農計画書、水稻共済細目書異動申告書、営農日誌等）
- ③ その他登録検査機関が必要と認める資料

(2) 的確な乾燥・調製の実施による適正水分の確保

過乾燥や水分過多は米の品質を著しく低下させる要因となるため、仕上げ水分については、14.5% ～ 15.0% になるよう調製指導をお願いします。

(3) 受検品への被害粒等の混入防止

① 着色粒の混入防止

着色粒はカメムシ類の被害によるものが多いため、畦畔はもとより、ほ場に隣接する草地の一斉除草に努める。

また、乾燥能力以上の刈り取りに伴う高水分もみの堆積等によるヤケ米（発酵による着色粒）を防止するため、計画的な刈り取りを実施する。

② 異種穀粒、異物の混入防止

麦類やその種類以外の異種穀粒の混入は、米の円滑な流通に支障を生じさせることから、コンバインや乾燥調製機器の清掃及び点検整備を行う。

特に、玄米への草種（くさねむ等の種）の混入が見受けられるため、ほ場での除草の徹底を行う。

また、土砂、石、ガラス、プラスチック、金属片が混入したものは検査ができないことから、その混入防止について生産者に注意喚起をお願いします。

③ 適期刈り取りの励行及び胴割粒の発生防止

適期に収穫作業を行うことは品質の向上を図る上で重要であり、特に刈り遅れについては、形質を低下させるだけでなく、胴割粒や発芽粒の発生要因となることから、適期刈り取りの励行を周知する。

また、早生品種を中心に、登熟期における高温等の影響による立毛中の胴割れが多く見受けられるため、早期の落水を避ける。

なお、過乾燥による胴割粒の発生を防止する観点から乾燥機の送風温度等に十分注意し、品質の低下を防止する。

(4) 適正な荷造り・包装等の実施

荷造り及び包装にあつては、農産物規格規程（平成 13 年 2 月 28 日農林水産省告示第 244 号）第 1 の 2 の（3）の口の（ハ）の第 1 種紙袋の荷造り及び包装の規定に基づき、正しく荷造りを行うよう指導するとともに、集荷段階でチェックするよう関係者に周知する。

また、種類、年産、銘柄及び検査請求者記載欄への必要事項の記載にあたっては的確に行うよう指導する。特に、銘柄欄の枠内に収まるゴム印の使用及び正しい銘柄名の記載について徹底する。

(5) 検査請求書の記載方法

農産物検査請求書の記載事項及び記載方法については、「農産物検査に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 213 号総合食料局長通知）の「国内農産物の検査実施マニュアル」（以下、「検査実施マニュアル」という。）に基づき、業務規程に定める様式で適正に請求されるよう受検者に指導する。

なお、品種銘柄が設定されたことに伴い、品種銘柄の検査を請求する場合は、銘柄欄に、品種銘柄を記載すること。

また、備考欄に、機械鑑定による検査を希望する場合は「機械鑑定」、従来の目視による等級検査を希望する場合は「等級検査」と記載する。

2 適正な農産物検査の実施に関する事項

(1) 的確な品位格付（従来の等級検査）

① 乳白粒、心白粒等

近年、水稻の登熟期における高温等の影響による乳白粒、心白粒の発生が品質低下の大きな要因になっています。

乳白粒、心白粒、腹白粒、背白未熟粒及び基部未熟粒については、精米にした際に粉状質粒となり、精米の品質に及ぼす影響が大きいことから、「検査実施マニュアル」の「国内産農産物の被害粒等の取扱いについて」第 3 の 3 の（4）に基づき的確に判定するとともに、形質（乳白及び心白等）の判定の度を統一する。

② カメムシ類等の被害による着色粒

カメムシ類等の被害は、水田の周縁部に多い傾向があり、同じほ場から生産された検査荷

口であっても混入の程度にばらつきが生じる場合があることから、採取箇所が偏ることのないよう留意するとともに、包装されたものの検査にあっては、検査荷口を構成する個体から均一に鑑定試料を採取する。

また、着色粒は、精米の外観を著しく損なうため、混入の限度（最高限度）が1等 0.1%、2等 0.3%、3等 0.7%と規定されており、黒カルトンと白カルトンを併用して鑑定を行う。

また、疑問品については、目視のみで判断することなく小型とう精機等によりとう精試験を行い、精米の品質に及ぼす影響を確認の上、格付けを行う。

③ 胴割粒

胴割粒は、とう精の段階で砕粒となり精米歩留まり及び精米の品質を著しく低下させ、米の円滑な流通に支障を来すこととなるため、混入の有無の判定は注意深く行う必要がある。

このため、受検荷口毎に最低 1 点は、穀粒透視器及び鏡板を活用して胴割粒の有無を確認するなど「検査実施マニュアル」の「国内産農産物の被害粒等の取扱いについて」第3の3の(1)のオに基づき的確に判定する。

また、疑問品については、目視のみで判断することなく小型とう精機等によりとう精試験を行い、精米の品質に及ぼす影響を確認の上、格付けを行う。

(2) 的確な品位格付（機械鑑定）

水稻うるち玄米(二)により機械鑑定を行う場合は、同一試料を3回計測し、白未熟粒、死米、胴割粒、砕粒の規格項目については、平均値の少数点以下第1位を四捨五入し整数まで、着色粒の規格項目については、平均値の小数点以下第2位を四捨五入し小数点以下第1位まで算出し検査結果とする。また、異種穀粒、異物については、目視鑑定とし、異種穀粒は0.4%、異物は0.2%よりも少ない場合は「基準値以下」、超える場合は「基準値超」と記載する。

(3) フレコンの確認（玄米）

① 玄米の包装の規格に、フレコンが規定されたことにより、仕様書等により確認が必要。推奨フレコンは、方形かつ充填質量が 1,080 kgのものとし、JIS Z1651 に規定する性能に適合しているもの。その他フレコンは、推奨フレコン以外のフレコンで、農産物を荷造りした場合に脱漏のおそれがなく、検査をするための荷役に耐えられるもの。

② 玄米のフレコンは、検査請求書、検査証明書、検査結果通知書等の包装欄に、「推奨フレコン」「その他フレコン」と記載する。

なお、「推フレ」、「他フレ」と、それぞれ省略することができる。

(4) 的確な銘柄鑑定

水稻うるち玄米の銘柄検査については、書類による審査となったことから、生産者から①どのような種苗を用いて生産されたかがわかる資料（種苗の購入記録等）、②全体の作付け状況及び品種ごとの作付け状況がわかる資料（水稻生産実施計画書兼営農計画書、水稻共済細目書移動申告書、営農日誌等）、③その他登録検査機関が必要と認める資料の提出を受け、提出された書類により請求された銘柄の作付け状況を確認し銘柄判定を行うこと。

なお、書類による審査に加え、目視による鑑定を行うことも可能。

水稻うるち玄米以外の銘柄の検査に当たっては、従来どおり検査請求に係る品種の特性・特徴が明確であるか、他品種の混入が認められないかを確認し、生産者別の品種別作付け状況及び種子の更新状況などを確認の上、適正な銘柄検査を行う。

(5) 適正な農産物検査証明の記載

① 検査証明の記載事項の確認については、次の事項に留意し、最終確認を徹底。

ア 検査請求時の「銘柄」欄の確認

産地品種銘柄については、滋賀県の必須銘柄であるか、登録検査機関毎に業務規程で定められている選択銘柄であるか確認する。

産地品種銘柄以外の品種銘柄の検査請求がある場合には当該銘柄が品種銘柄に設定されているか確認する。

イ 受検前の産地品種銘柄及び品種銘柄以外の品種名の「銘柄」欄への記載禁止

受検者に対して、産地品種銘柄及び品種銘柄以外の品種については、受検前に「銘柄」欄に記載することがないように事前に周知する。

ウ 検査証明未確認受検品の移動の禁止

検査員が検査証明の内容を最終確認していない受検品は、検査員が指示するまで移動しないよう検査補助者等に事前に周知する。

エ 検査証明の最終確認の徹底

検査証明の内容及び記載事項について、検査員自らが最終確認を行うものとし、最終確認したことが記録として残るよう、検査野帳等をチェックリストとして利用することにより、最終確認を行う。

② 農産物検査を行ったときは、農産物検査法施行規則（昭和 26 年 5 月 19 日農林水産省令第 32 号）及び「検査実施マニュアル」の「検査証明等に関する手続き」に基づき、定められた場所に、等級証印、種子用証印、醸造用証印及び検査員日付印等を確実に押印する。

また、等級証印、種子用証印及び醸造用証印を抹消、訂正する場合は × の証印を使用する。

事前に等級証印等を印刷、押印する場合、又は QR コード等により検査証明事項を省略する場合、業務規程に基づき行うこと。

検査証明書欄を訂正する場合は、業務規程に定めた訂正方法により行うこと。

③ 施設におけるばら検査（フレコンばら及び個人調製ばらを含む。）においても、上記②に準じて確認を行うとともに、検査証明の内容及び記載事項の最終確認を徹底する。

④ 水稻うるち玄米(二)（機械鑑定）による検査証明については、紙袋（別記様式第九号）、ばら（別記様式第五号）、フレコン（別記様式第一四号及び別紙様式第 3 号）の「等級又は品位の測定結果」欄に「(口)」と記載し、下表に水稻うるち玄米(二)に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づき測定結果を記載する。

なお、測定結果は下表に「別添参照」と記載した上、別添とすることができる。

(6) 皆掛重量の検査証明の廃止

令和 3 年 9 月 1 日より、農産物検査における量目の検査について、「皆掛重量」の証明を廃止し、「正味重量」のみの証明となった。このため、量目の検査は、総重量を計測し風袋重量を差し引いた重量が正味重量を満たしているか確認する。

なお、令和 5 年 8 月末以降も皆掛重量欄の抹消処理を行うことで使用可能とする。

また、検査証明書の枠外に、皆掛重量を記載することも可能とする。

資材や有機物を適切に施用しましょう！

農業技術振興センター

1. 県内土壌の可給態リン酸および可給態ケイ酸の傾向

収量の安定化には、土壌養分状態を把握することが大切です。県内の定点 32 か所における、乾土 100g あたりの土壌可給態リン酸の平均値は 21.2mg であり、県の定める指針の目標値（10 ～ 20 mg）を超過していました。

一方で、乾土 100g あたりの可給態ケイ酸の平均値は 18.2 mg であり、目標値内（15 ～ 30 mg）でしたが、約 50% のほ場で目標値未満となっていました（図 1）。ケイ酸資材に含まれるケイ酸の年間平均施用量が約 15kg/10a 以下の地点では可給態ケイ酸が減少傾向であり（データ略）、目標値未満の地点が多かったことから、ケイ酸資材等の施用（例：ケイカル 150kg/10a）が必要であると考えられました。

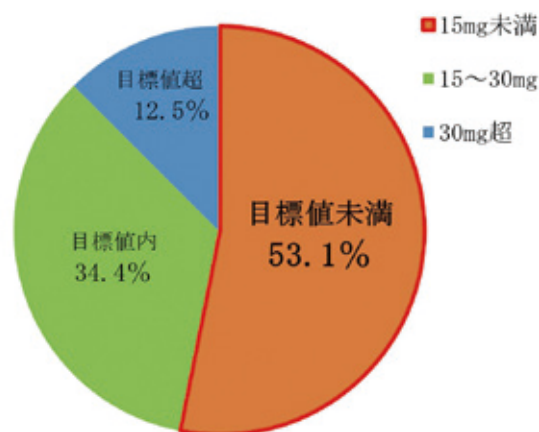


図 1. 土壌可給態ケイ酸の頻度分布
(滋賀農技セ 2019～2023 年調査結果)

2. 水稻におけるケイ酸の役割

水稻にとってケイ酸は極めて重要な養分であり、その吸収量は窒素の約 10 倍近くあるとされています。ケイ酸の役割として、茎葉を強固にすることで倒伏の防止や病害虫抵抗性が向上する他、受光態勢が良くなり、生育や収量、品質の向上に寄与します。

土壌のケイ酸の維持・増加には、収穫残さである稲わらをすき込み、ケイ酸資材の施用を行う他、もみ殻の還元が有効です。もみ殻には現物あたり約 16% のケイ酸が含まれており、玄米収量が 480kg/10a の場合、約 20kg のケイ酸が土壌へ供給されることになり、土壌のケイ酸含量の維持に寄与します。ただし、もみ殻は分解が遅いため、継続的な施用が必要です。また、もみ殻には土壌の通気性や保水性等の改善効果もあり、極めて有効な資源です。

3. 田畑輪換ほ場における有機物の施用効果

近年の猛暑の中、収量の安定化に向けて、地力を総合的に維持・向上させることが大切です。特に田畑輪換ほ場では、地力を示す土壌中の全炭素量は、作物残さ還元のみでは減少しますが、作物残さに加えて牛ふん堆肥を施用することで維持できます（図 2）。

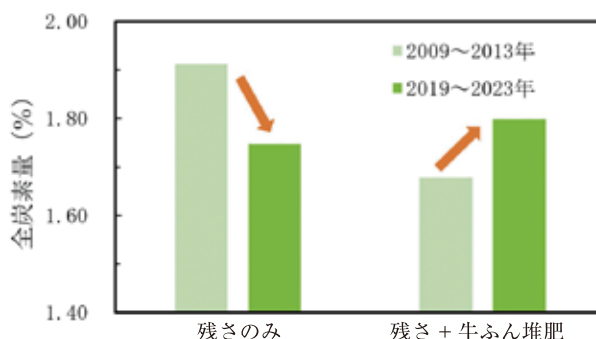


図 2. 田畑輪換ほ場の全炭素量の変化
(滋賀農技セ 2024 年)

注 1) 県域 11 か所の調査結果である。

注 2) 残さ + 牛ふん堆肥は、作物残さを毎年還元した上で、10 年間で一度でも牛ふん堆肥を施用したほ場を指す。

注 3) 全炭素量は乾土あたり % である。

近江米振興協会主催 「大豆生産振興フォーラム」の 開催について

近江米振興協会生産部会

1. はじめに

令和6年産大豆について、本県では播種遅れや湿害・干ばつ等の影響により多くのほ場で発芽・生育不良となり、収穫量は約5,000tと前年の半量程度となりました。

こうした状況の中、農業所得の向上とともに実需者から求められる収量・品質をしっかりと確保するため、令和7年8月1日（金）、長浜文化芸術会館にて大豆生産振興フォーラムを開催したところ、農業者や関係団体等を含めて、参加者は約150名となりました。本フォーラムでは気候変動に打ち克つ栽培技術や近年注目されている多収性大豆「そらしシリーズ」についてご講演いただくとともに、パネルディスカッションでは県内大豆優良農家や有識者の方々にご登壇いただき、気候変動に対応した大豆栽培の取組について意見交換を行いました。

2. フォーラムの概要

(1) 講演

農業技術振興センター栽培研究部 片山氏からは「気候変動に対応した大豆栽培」と題し、大豆の湿害および干ばつ害への対策を講演いただきました。また、(国研)農研機構西日本農業研究センター 高田氏からは多収性大豆「そらしシリーズ」について、育成の背景や各品種の特徴を講演いただきました。



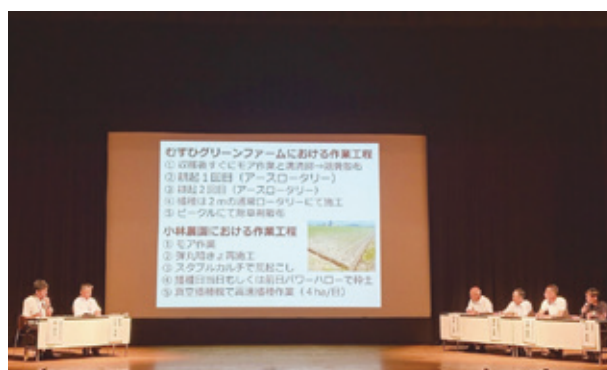
(2) パネルディスカッション

「気候変動に対応した大豆栽培」をテーマに、県内大豆優良農家2名と有識者の方々と交えたパネルディスカッションを行いました。パネルディスカッションでは農業技術振興センター農業革新支援部 川村氏が座長を務め、大豆の収量・品質の向上に向けて様々な試行錯誤をされている(株)むすびグリーンファーム 代表取締役 近藤氏、小林農園 代表 小林氏、有識者として高田氏とダイズの生産における環境要因の影響等を研究してこられた京都大学名誉教授 白岩氏にご登壇いただきました。

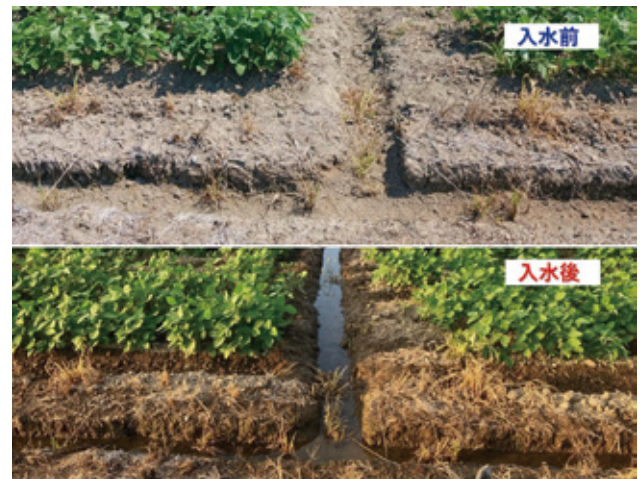
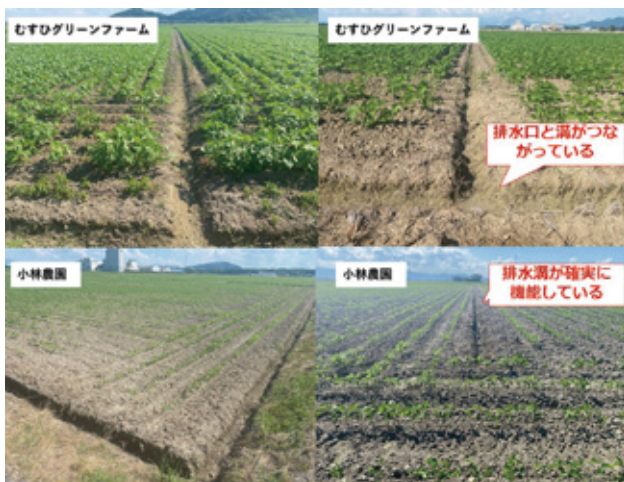
主な意見はこちら

■作業工程について、麦わらをできるだけ細かくして土にすき込むことで、ほ場の水はけが良くなり、中耕等の作業性も良好。また、これまでの播種では1日に2haが限界であり、降雨等の影響で播種適期を逃すことがあったが、真空播種機による高速播種作業により約2倍の作業速度に改善。

■排水対策について、前作の麦栽培期間中から、排水溝の清掃を徹底するとともに、コンバイン等で排水溝をまたぐ際にはハンドル操作をしないことなど意識。



- うね間かん水の実施のポイントとして、実施後の雑草や白絹病等の病害の多発を懸念し、慎重に判断している。また、1日目は明きょへの通水にとどめ、3日間かけてほ場全体に水を行き渡らせることを意識。
- 「そらシリーズ」について、苗立ちの確保や初期生育が緩慢なため雑草防除をしっかりと行うなど基本技術の励行に努めることで品種特性を発揮し、多収につながる。
- 会場からは、本年は播種時期から干ばつ傾向であったため、開花期前のうね間かん水を実施する判断を質問され、農業革新支援部 森氏からは大豆は開花期から子実肥大期にかけて水を必要としており、10日間以上降雨がない状態が続けばうね間かん水を検討すること、開花期前であっても干ばつが深刻な場合、うね間かん水を実施する判断も必要となること回答。ただし、実施においては雑草や茎疫病等の病害の発生や明きょがしっかり掘られており、明きょを流れて水が行き渡るほ場であるかなど、ほ場条件もよく検討すること。



この時期に注意が必要な病害虫 ～大豆の病害虫を中心に～

病害虫防除所

大豆は、排水性の悪いほ場で栽培すると根腐れや病害によって被害を受けることが多いため、ほ場の排水対策が最も重要です。また、開花期から登熟期の要水量が多く、梅雨明け後、降水量が少ない場合にはかん水も必要となります。

病害虫については、地域や年によって発生が異なるため、防除対策は地域での病害虫の発生状況に合わせて考える必要があります。ここでは、主な大豆の病害虫の特徴と注意点を紹介します。

なお、防除薬剤の選定にあたっては、適用病害虫、使用方法を確認し、実際の使用場面では、農薬のラベルをよく確認して、正しく使用することが肝要です。

(1) 紫斑病 (写真1)

葉、莢や子実などに発生します。子実に発生すると、へそを中心に紫色の斑紋ができます。莢の発病は、開花 30 日後以降に急増するので、落花期から若莢期に重点を置いて防除をします。なお、種子伝染するので、発病したほ場から採種せず、健全な種子を用いる必要があります。

(2) ベと病 (昨年の発生量：やや少) (写真2)

葉や子実が発生します。葉に発生すると表面に 1cm 程度の不整形な淡黄白色～褐色の病斑が現れ、病斑の裏面には淡灰色の綿毛状の菌そうが発生します。発生初期に防除を行います。低温・多湿条件や、過繁茂でも発生が多くなるので、窒素過多にならないように注意しましょう。

なお、種子伝染するので、発病したほ場から採種せず、健全な種子を用いる必要があります。

(3) 茎疫病 (写真3, 4)

地際部と茎に発病します。発病すると徐々に黄化し、枯死します。病斑部には白色粉状の菌糸が見られますが、二次寄生菌の付着が多く、これにより淡紅色から灰褐色に変わります。被害部には菌核を形成しません。

排水不良条件で多発するので、高畦にし、株間の風通しをよくします。また、発病株を早期に抜き取り、処分する必要があります。特に、黒大豆では発病しやすいので注意が必要です。



写真1 紫斑病による被害粒



写真2 ベと病



写真3 茎疫病

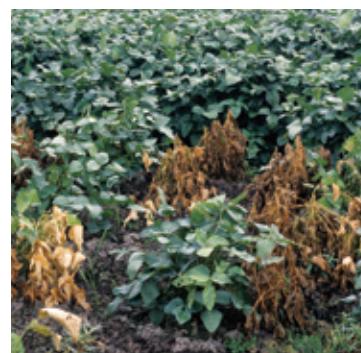


写真4 茎疫病発生ほ場

(4) 吸実性カメムシ類 (昨年の発生量：多) (写真5)

大豆を加害する主なカメムシは、ミナミアオカメムシ、アオクサカメムシ、イチモンジカメムシおよびホソヘリカメムシの4種です。近年、ミナミアオカメムシの発生が多くなっており、特に、令和6年度は多発生となりました。大豆への被害は成幼虫が莢を吸汁することによって起こり、早期に吸汁されると「屑マメ」になり、晩期に吸汁されると吸汁痕が残り変形粒となります。多発すると子実が実らなくなり、落葉せず株が青立ちとなり、減収に加え、収穫時の障害となることもあります。

開花前には場周辺の雑草を除去し、若莢期から子実肥大期に数回の薬剤防除を行います。



ミナミアオカメムシ



アオクサカメムシ



イチモンジカメムシ



ホソヘリカメムシ

写真5 吸実性カメムシ類

(5) ハスモンヨトウ (昨年の発生量：やや多) (写真6, 7)

通常、被害は8月中旬以降から発生します。数百個の卵から成る卵塊が葉裏に産みつけられ、ふ化した幼虫が集団で葉肉を食害します。被害葉は葉皮と葉脈だけが残ри、白く見えるので、これを「白変葉」と呼び、発生の目安になります。

幼虫は成長に伴って分散し、多発すると葉だけでなく莢も食害するので、被害が大きくなります。幼虫が大きくなると薬剤の効果が低くなるため、幼虫が小さい時期に薬剤を散布します。

(6) ハダニ類 (昨年の発生量：多)

寄生された葉は、初め白斑を生じ、寄生密度が高くなると次第に黄化します。

8月以降に高温・乾燥の気象条件が続くと多発傾向にあり、防除効果が低くなるため、発生初期に薬剤を散布します。

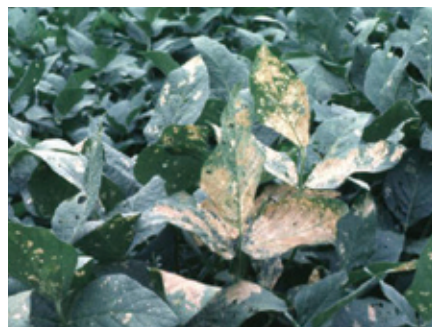


写真6 ハスモンヨトウによる白変葉



写真7 ハスモンヨトウの幼虫

【参考情報】 水稻：トビイロウンカ

令和2年度に日本で多発生しましたが、今年度、すでに九州を中心に日本での飛来を確認しています。飛来すると、坪枯れなどの被害が発生しますので、飛来状況について、病害虫防除所からの情報に特に注意してください。

滋賀県病害虫防除所ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

最新の発生予察情報や IPM、病害虫の見分け方などの関連情報を載せています。また、農作物病害虫雑草防除基準へのアクセスもできます。詳しくは検索・クリックしてください。

滋賀 防除所

検索

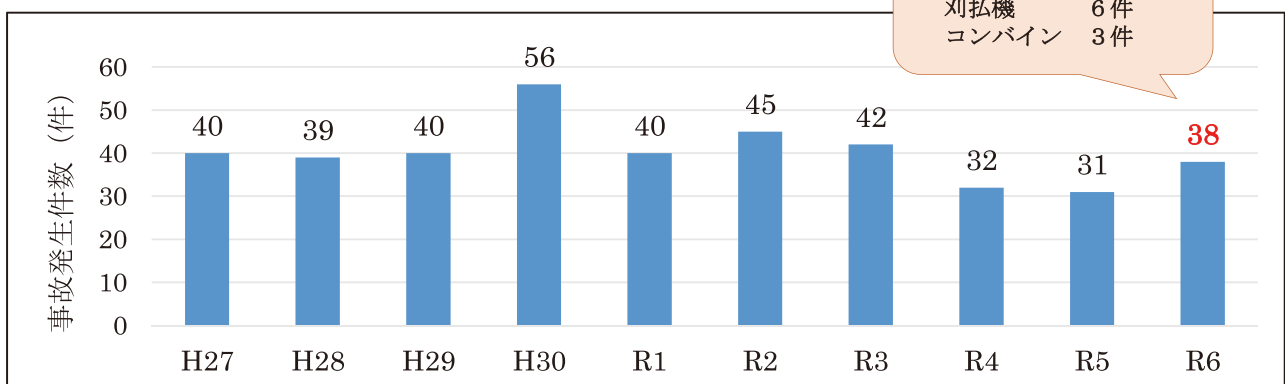
農作業中の事故に注意しましょう！

滋賀県農政水産部
みらいの農業振興課

県内では毎年死亡事故を含む約 40 件の事故が発生し、令和 6 年度は 38 件、うち死亡事故が 4 件でした。

秋の農繁期を迎えるにあたり、今一度、農作業事故の防止に努めましょう。

1 平成27年以降の農作業中の事故発生件数の推移



2 事故ゼロに向けて

トラクター

- ・ヘルメットとシートベルトを着用する。
- ・狭い道は迂回し、カーブ区間は徐行する。
- ・危険箇所を把握し、目印や草刈り等により対策を実施する。

刈 払 機

- ・フェイスガードや安全靴等を着用し、防護を徹底する。
- ・草むらに潜む切り株や石、空き缶に注意する。
- ・詰まり除去時はエンジンを停止する。

コンバイン

- ・死角が多いため、こまめに後方確認と声かけを行う。
- ・手こぎ作業は手袋や軍手、巻き込まれやすいタオルなどは外した適切な服装で行う。

3 熱中症対策を徹底しましょう！

労働安全衛生規則が改正され（令和 7 年 6 月 1 日施行）、労働者を雇用するすべての事業者に対して、労働者への熱中症対策が義務付けられました。熱中症があった際に対応できるよう「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」を行い、その内容を関係作業者に周知する必要があります。

(※詳細は https://neccyusho.mhlw.go.jp/pdf/2025/r7_neccyusho_strengthening_pamphlet.pdf)

8 月 1 日から 10 月 31 日までを秋の農作業安全月間と定めています。
常に携帯電話を所持し、事故発生時は一刻も早く **119 番へ通報** しましょう。

きらみずき

滋賀県産近江米



近江米振興協会
<https://www.ohmimai.jp>